

## &lt;対策のポイント&gt;

- ・次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。
- ・新規就農者の**早期の自立と経営発展**を促す観点から、**地域のサポート体制の充実強化**を図ります。

## &lt;事業目標&gt;

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

## &lt;事業の概要&gt;

## 準備型

就農に向けて必要な技術等を習得するために**研修を受ける者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者  
交付額：最大**150万円/年**（最長**2年間**）

交付主体：都道府県  
青年農業者等育成センター  
市町村  
農業委員会ネットワーク機構

## 経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、**独立・自営就農する認定新規就農者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：経営開始**1～3年目150万円/年**  
経営開始**4～5年目120万円/年**  
（最長**5年間**・前年の所得によらず**定額**）

交付主体：市町村

## &lt;主な交付要件&gt;

- 1 **独立・自営就農**※1又は**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと  
※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること  
※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
- 2 都道府県等が認めた研修機関等で**概ね1年以上**かつ**概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- 1 **認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**を策定していること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負うと市町村に認められること
- 4 **人・農地プランに中心経営体**として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

## &lt;交付停止・返還等&gt;

## 返還

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合（法人の場合は共同経営者にならなかった場合）

## サポート体制・中間評価

- 1 市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**
- 2 経営開始3年目終了後に、**所得水準等を含む共通の評価基準に基づき中間評価**を実施し、支援方針を決定

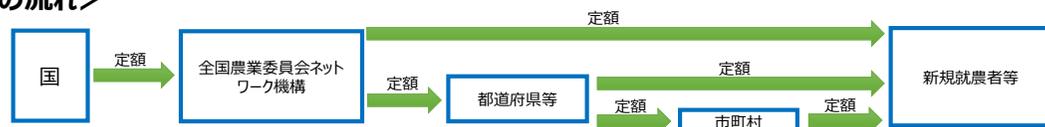
## 交付停止

- 1 原則、前年の世帯所得が**600万円（次世代資金含む）を超えた場合**
- 2 適切な経営を行っていない場合
- 3 中間評価において、経営発展する意欲が乏しく、所得目標の達成が見込まれないと市町村に判断された場合

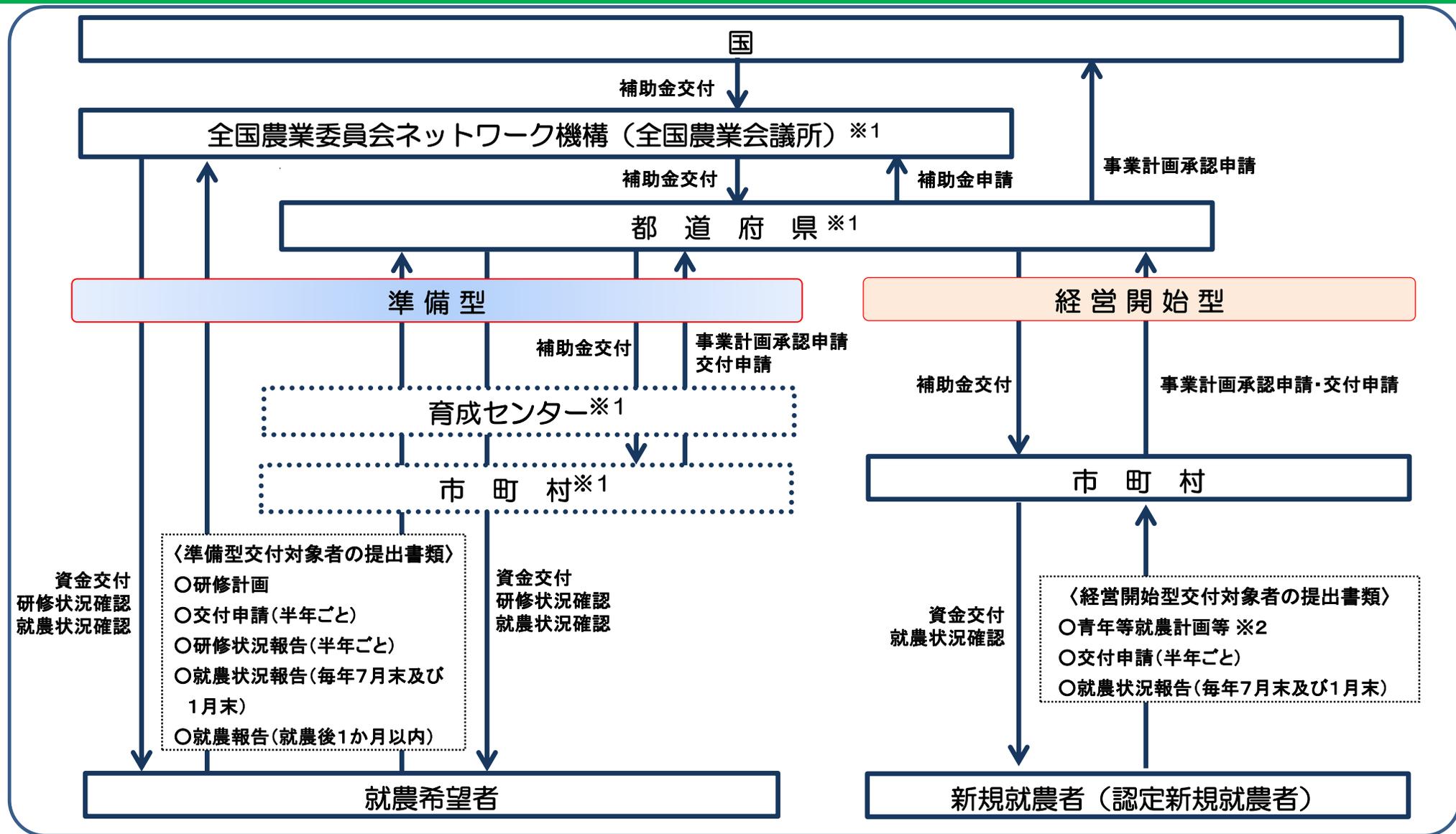
## 返還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

## &lt;事業の流れ&gt;



# ○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村のいずれかから交付対象者に資金を交付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構(全国農業会議所)から交付することができる。この場合、研修後の就農状況は、全国農業委員会ネットワーク機構(全国農業会議所)と就農先の都道府県が協力して確認する。)

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの